

(案)

教 高 第 号
令和 2 年 3 月 日

府立学校 校長・准校長 様

教 育 振 興 室 長

府立学校における臨時休業及び春季休業期間中の教育活動等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策のための府立学校における一斉臨時休業については、令和 2 年 2 月 28 日付け教高第 4127-3 号により通知したところです。（下段波線囲み【参考】を参照）

このたび、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、府立学校における 3 月 23 日（月）以降の教育活動等（部活動等を含む。ただし、学校内での活動に限る。）については、下記のとおりとしますので、貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに適切に対応するよう願います。

記

1 府立高等学校

令和 2 年 3 月 23 日（月）から 4 月 7 日（火）までの春季休業期間においては、以下の「3」に留意したうえ、教育活動等を行うことができる。

2 府立支援学校及び府立中学校

令和 2 年 3 月 23 日（月）及び 24 日（火）は、引き続き臨時休業期間とするが、以下の「3」に留意したうえ、登校日とすることができる。

また、令和 2 年 3 月 25 日（水）から 4 月 7 日（火）までの春季休業期間については、「1」の府立高等学校に準じる。

3 「1」及び「2」に示す教育活動等を行うにあたっては、クラスター発生のリスクを下げるため、以下の 3 つの原則に留意すること。

- (1) 換気を励行する（2 方向の窓を同時に開ける等）
- (2) 人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を 1～2 メートル程度あける等）
- (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

※手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。（別紙参照）

【参考】 令和 2 年 2 月 28 日付け教高第 4127-3 号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」より

1 府立高等学校

令和 2 年 3 月 2 日から 3 月 15 日までの期間を臨時休業とし、併せて 3 月 16 日から 4 月 7 日までの期間に授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととする

2 府立支援学校及び府立中学校

令和 2 年 3 月 2 日から 3 月 24 日までの期間を臨時休業とし、併せて 3 月 25 日から 4 月 7 日までの期間に授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととする

【問合せ先】 高等学校課 学事グループ
林田 照男 ・ 三好 由美
電話 06-6944-6887
支援教育課 学事・教務グループ
田路 早苗 ・ 内藤 孝彦
電話 06-6941-0618
保健体育課 保健・給食グループ
川口 賢志
電話 06-6944-9365